

南区制 80 周年記念事業へのご協力依頼

<趣旨>

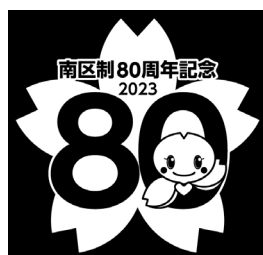
南区は本年 12 月 1 日に区制 80 周年を迎えます。実行委員会・区役所では、記念式典や記念誌の発行などの企画を予定しています。80 周年を地域の皆様と一緒に盛り上げていくため、南区制 80 周年記念事業にご協力をお願いいたします。

<依頼事項>

1 「南区制 80 周年記念ロゴマーク」の提供について（要綱：資料 1）

どなたでも各種印刷物やイベント等で使用いただくことができます。ぜひご活用ください！

ロゴマークは次の通り 4 種類あります。ロゴマークを使用する際は、「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」を提出してください。なお、ご家庭内などで個人的にご使用される場合は提出不要です。



↓ ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/shokai/minami80/minami80logo.html>



2 南区制 80 周年記念事業協賛金のお願いについて（依頼文：資料 2）

区制 80 周年をお祝する事業を実施するため、協賛をお願いいたします。区民の皆様と地元企業等からの協賛金は、記念誌の作成、啓発物品の制作、区制 80 周年記念式典の開催等への資金とする予定です。

3 南区で撮影した思い出の写真の募集について（広報チラシ：資料 3）

「#みんなでつくる南区動画」制作にあたり、区内で撮影した思い出の写真やエピソードを募集します。

写真募集にあたり、イメージ動画を公開しています。ぜひご覧ください。

4 「南区制 80 周年記念」名称使用事業の募集について（要綱：資料 4）

区制 80 周年を祝うための事業及び区制 80 周年の機運を醸成する事業を「南区制 80 周年記念関連事業」として認定し、「南区制 80 周年」の名称を使用いただけます。地域で開催する各種事業で、該当する事業がありましたらお申込みくださいますようお願いいたします。

南区制 80 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制 定 令和 4 年 10 月 11 日（南区制 80 周年記念事業実行委員会会長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、令和 5 年に、横浜市南区が誕生してから 80 周年を迎えることを機に、区制 80 周年を南区全体が一体となって祝い、今後の更なる発展の契機とする目的で制定した、「南区制 80 周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）」の公益的事業等への使用について、必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「公益的事業等」とは、学術、文化、芸術、芸能、教育、スポーツに関する事業、地域活動の推進に関する事業、地域産業の振興に関する事業、福祉に関する事業、及び保健衛生に関する事業その他これらに類する事業で、公共性のあるもの並びに区制 80 周年を広く PR すると認められる各種事業をいう。

（デザイン）

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

（使用の申請及び届出）

第 4 条 ロゴマークの使用を希望する者（以下、「使用希望者」という。）は、事前に「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」（第 1 号様式）を南区制 80 周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）報道機関が区制 80 周年の広報を目的で使用する場合
- （2）個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- （3）その他会長が使用届出を必要としないと特に認める場合

- 2 第 1 項の手続きにかかるロゴマークの使用が、第 7 条第 2 項の規定に該当せず、かつ第 8 条の規定に抵触しない場合には、当該手続きは、届出として扱う。
- 3 会長は、ロゴマーク使用の申請又は届出（以下「届出等」という。）のあった公益的事業等に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。
- 4 会長は、第 2 項の規定に該当しない申請について、その使用承認の可否について決定し、その結果を使用希望者に文書で通知する。

（横浜市の使用）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、横浜市が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出等は必要としない。

（使用承認基準）

第 6 条 ロゴマークを使用することができる事業は、団体及び個人が行う公益的事業等で、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- （1）南区が企画または運営に参画しているもの。
- （2）南区が経費（補助金その他の金銭を含む。）の全部または一部を負担しているもの。
- （3）区制 80 周年を広く PR すると認められるもの。
- （4）その他、前各号に準ずるもののうち、会長が特に認めたもの。

(使用方法)

第7条 ロゴマークを使用する場合は、次の使用方法を遵守するものとする。

(1) ロゴマークのデザインを変形させたり、無断でほかの図形等と重ねて使用したりしないこと。ただし、縮小及び拡大により倍率を変更する等、縦横比が変わらない方法で使用する事ができる。

(2) ロゴマークの色は、別紙のとおり定められた色を使用すること。

2 ロゴマークを商品に使用する場合は、次の場合に限るものとする。

(1) 商品又はその包装に表示する場合。ただし、ロゴマークがなければ商品として成立しないものは、その限りではない。

(2) 商品の販売促進のための印刷物、掲示物、及びウェブページ等に表示する場合。

(3) 営利を目的とせず、ロゴマークを使用してシール、バッジ等の製品化をする場合。

(禁止事項)

第8条 ロゴマークを使用する事業が、次の各号に該当する場合、使用を禁止し、その申請を承認しないものとする。

(1) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。

(2) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。

(3) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。

(4) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。

(5) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。

(6) 他者の名誉、信用を毀損するもの。

(7) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。

(8) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。

(9) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。

(10) その他、会長が、ロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

(ロゴマークのデータ提供)

第9条 会長は、第4条の規定により届出があり受理する場合及び申請があり承認する場合並びに第5条の規定によりロゴマークを使用する場合で、使用希望者から希望があった場合には、ロゴマークの電子データを提供することができる。

(使用承認の取消し等)

第10条 会長は、第4条第3項の規定による届出を受理された者及び第4条第4項の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用禁止を命ずる、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 第7条及び第8条の規定に違反した場合。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月11日から施行し、同日以後の届出等に関するものから適用する。

南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書

南区制 80 周年記念事業実行委員会 会長

次の行事等について、南区制 80 周年記念ロゴマークを使用したいので(申請・届出)します。

使用の趣旨・目的	
使用方法	☐ 看板類 ☐ 印刷物 ☐ 映像 ☐ 記念品類 ☐ そのほか（ ）
使用期間（※）	令和 年 月 日～令和 年 月 日
有償・無償	☐ 無償 ☐ 有償（販売予定価格： 円）
対象者	
作成（配布）数	
備考	

区使用欄 (記入しないで下さい)	第8条 (商用)	☐ 該当(申請) ☐ 非該当(届出)
---------------------	-------------	---

別紙

南区制 80 周年記念ロゴマーク（4 パターン）

No. 1



No. 2



No. 3



No. 4



令和5年1月20日

〇〇連合町内会長/〇〇町内会長 〇〇様

南区制 80 周年記念事業実行委員会 会長 吉井 肇

南区制 80 周年記念事業における協賛金のお願い(依頼)

本年 12 月 1 日に迎える区制 80 周年を、南区全体で一体となってお祝いする事業を実施していきたいと考えております。つきましては、誠に恐縮ではございますが、南区制 80 周年記念事業への協賛にご協力いただければ幸いです。

いただいた協賛金は記念誌の作成、啓発物品の制作、区制 80 周年記念式典の開催等への資金とする予定です。

是非ともお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(1) 協賛金について

ご賛同いただける場合は、連合町内会及び、自治会・町内会それぞれ一口 20,000 円でのご協力をお願い申し上げます。

(2) 記念式典へのご招待等について

連合町内会、自治会・町内会長各位におかれましては、記念式典にご招待させていただく予定です。記念式典では当日配布の式次第に協賛者名簿を掲載させていただきます。

(3) 協賛金の振込等について

次の振込先・名義にてお振込みいただきますようお願いいたします。

《振込先》

「横浜銀行 阪東橋支店（313） 普通預金 6212784

口座名 南区制 80 周年記念事業実行委員会」

※振込手数料がかかる場合は、振込金額から引いていただいて差し支えございません。

《振込み人名義》

〇〇〇

※連合町内会、自治会・町内会ごとに番号は異なりますので、ご注意ください。

(4) 振込連絡について

お振込みいただいた後に、確認のため、別紙連絡票のとおり事務局まで FAX、電話または、メールでご連絡いただきますようお願いいたします。

(5) 受付期間

令和5年1月20日(金)から同年7月31日(月)まで

何卒、ご理解・ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、実行委員会事務局までお問い合わせください。

南区制 80 周年記念事業実行委員会事務局
(南区総務課庶務係)

担当 平井・小林

電話 341-1224 FAX 241-1151

Email mn-syomu@city.yokohama.jp

南区制 80 周年協賛金振込連絡票

〇〇連合町内会長/〇〇町内会（振込人名義 〇〇）

振込金額 _____ 円（手数料込）

振り込み日 令和 5 年 ____ 月 ____ 日

連絡先 氏名 _____

電話番号 _____

※電話、メールの場合についても、上記事項をご連絡ください。

TEL 341-1224 Email mn-syomu@city.yokohama.jp

\ 南区で撮影した /

思い出の写真 募集中！



みんなでつくる南区動画



大岡川プロムナードの桜並木、商店街、お祭りなど
南区は下町情緒溢れる“あったかい”まち。

そんな南区での、“あなた”のあったかい思い出は、
“だれか”のあったかい思い出を呼び起こすかもしれません。

区制 80 周年のお祝いに、

“あなた”と“だれか”の“みんな”の写真で、
ひとつの動画をつくりましょう。

(応募いただいた写真を使用して、南区役所が動画を制作します。)

写真募集のためのイメージ動画を公開中！
まずは、動画をチェック！



だれかの南区、みんなの南区



BGM: 南区音頭 2022 Ver.



応募方法等は裏面を
ご覧ください。

募集期間

2023年

1月11日(水)

～9月29日(金)



だれかの南区、
みんなの南区

こんな写真をお待ちしています。

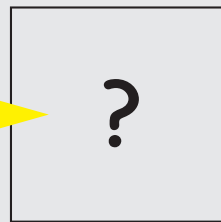
桜とともに撮った写真、お祭りの写真、学校・地域でのイベントの写真、赤ちゃんの時の写真、引っ越してきたときの写真、開業したときの写真、あなたのお気に入りの南区の風景など。
同じ場所で撮影した昔と今の写真や、令和5年に80歳を迎える方の写真也大歓迎！



今昔写真例



〇年前の〇〇公園



同じ場所で撮った今

応募方法

1. 郵送

写真やCD-Rを送付ください。

※原則としてお送りいただいた写真やCD-Rは返却しませんので、ご了承ください。
写真が大量にあるなど返却を希望する場合は、問合せ先へご相談ください。

送付先

〒232-0024 横浜市内南区浦舟町 2-33
南区役所 区政推進課企画調整係

2. 電子申請

横浜市電子申請システムを利用して、
ウェブ上からアップロードしてください。
※1ファイルあたり10MB以下



横浜市電子申請システム

3. Instagram (インスタグラム)

「#みんなで作る南区動画」をつけて投稿してください。

ハッシュタグ

応募いただいた写真を使用して制作する動画は、
区制80周年を迎える令和5年12月1日に公開予定です。

詳細については、「#みんなで作る南区動画」

ウェブページをご覧ください。



#みんなで作る南区動画
ウェブページ

次の事項も教えてください。

- ・写真にまつわるエピソード（60字程度）
- ・写真の撮影場所（〇〇公園、町名等）
- ・撮影時期（〇年頃）

#みんなで作る南区動画応募票

※郵送の際に同封ください。

撮影場所（〇〇公園、町名など）

撮影時期（〇年頃）

写真にまつわるエピソード（60文字程度）

氏名

電話番号

注意事項

- ・被写体として人物や店舗が写っている場合は、ご本人・店舗等への了解を必ず得てください。被写体の肖像権侵害に関するトラブル並びに著作権の侵害等にかかるトラブルに関して、南区は一切責任を負いません。
- ・動画完成後に南区は、応募写真を保存する義務を負いません。
- ・応募いただいた写真の一部を動画で使用します。使用できない写真があることをご了承ください。
- ・応募写真及びエピソードの著作権は撮影者の方に帰属しますが、応募者は南区及び南区が認めた者が出版物、ホームページ、広告、宣伝などで二次利用することを許諾するものとし、著作権者人格権を行使しないものとします。また、応募写真及びエピソードの使用にあたり、画像処理やトリミング、編集等を行う場合があります。
- ・個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、「#みんなで作る南区動画」事業にのみ使用し、その他の用途には使用しません。

【問合せ先】

横浜市内南区区政推進課企画調整係

TEL045-341-1232 / FAX:045-341-1240 / Email mn-kikaku@city.yokohama.jp

※応募票は、コピーや自作でもかまいません。

南区制 80 周年名称使用に関する事務取扱要綱

制定 令和 4 年 12 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民等により組織された団体等が行う南区制 80 周年を祝うための事業及び南区制 80 周年の機運を醸成する事業を、南区制 80 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として認定することに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「区民等」とは南区在住者に限らず、南区と深い関わりのある団体等の構成員も含めるものとする。

2 この要綱において「団体等」とは、市民活動団体等公益性を有する団体及び企業を言う。

3 この要綱において「事業」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの、また、南区の施策・事業と整合性のある行事を言う。

(認定の対象)

第 3 条 認定の対象となる事業は、団体等が行う事業で、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 南区制 80 周年を盛り上げるための事業

(2) 南区民等を対象とする事業

(3) 令和 5 年 1 月 11 日から令和 5 年 12 月 31 日までに実施する事業

(適用除外)

第 4 条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業には適用しない。

2 この要綱は南区が主催する事業には適用しない。

(特定の名称使用申請等の手続き)

第 5 条 名称使用の承認を受けようとする者は、南区制 80 周年記念名称使用届出書（第 1 号様式）を南区制 80 周年記念事業実行委員会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 第 1 項の申請書は、行事の開催日の 1 週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(認定の決定)

第 6 条 前条の申請書の提出があったときは、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、対象事業

であることを確認し、会長が認定する。

- 2 申請者に対しては、南区制 80 周年記念関連事業認定決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

（行事内容等変更届等）

第 7 条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届（第 3 号様式）を、行事が終了した場合は行事終了届（第 4 号様式）を、速やかに、会長に提出しなければならない。ただし、行事の内容の変更にあつては、変更の内容が軽易なものについては、この限りでない。

（決定の取消し）

第 8 条 会長は、第 6 条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請をした場合

（2）正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合

（3）法令に違反した場合

（4）その他、会長が不適当と認めた場合

- 2 取消の効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、区は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。

- 3 会長は、第 1 項の規定により決定を取り消した場合において、名称使用取消通知書（第 5 号様式）を申請者に送付するものとする。

（事務局）

第 9 条 事務取扱は、南区役所地域振興課内にする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 11 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

第1号様式

南区制 80 周年記念名称使用届出書

令和 年 月 日

南区制 80 周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇 様

団 体 名
所 在 地
代表者名
(連絡責任者)
住 所
電 話

次の行事について、「南区制 80 周年記念」名称を使用したいので届出します。

行 事 名	
開 催 期 間	
会 場	
開催主旨及び行事内容	
使 用 目 的	該当する使用目的にチェックを入れてください。 ☐ 看板類 ☐ パンフレット等配付印刷物 ☐ 映像 ☐ 記念品類 ☐ その他 ()

第2号様式（第6条第2項）

南区制 80 周年第 号
年 月 日

様

南区制 80 周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇

南区制 80 周年記念関連事業認定決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 行事名

2 決定内容

担当
電話

第3号様式（第7条）

行 事 内 容 変 更 届

令和 年 月 日

南区制 80 周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇 様

団体名
所在地
代表者名
(連絡責任者)
住所
電話

先に申請した行事について、次のとおり内容を変更しますので届出ます。

行 事 名	
開 催 期 間	
変 更 内 容 及 び 理 由	

第4号様式（第7条）

行事終了届

令和 年 月 日

南区制 80 周年記念事業実行員会
会長 吉 井 肇 様

団体名
所在地
代表者名
(連絡責任者)
住所
電話

このたび、南区制 80 周年記念事業実行委員会の承諾を得て実施しました行事は、次のとおり終了しましたので届出ます。

行 事 名	
開 催 期 間	
会 場	
入場者数又は参加者数	
行 事 内 容	

第5号様式（第8条）

南区制 80 周年第 号
令和 年 月 日

様

南区制 80 周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇

名 称 使 用 取 消 通 知 書

このたび、南区制 80 周年記念事業実行員会の名称変更を承諾した行事について、取消しが決定したので通知します。

1 行事名

2 理由

担当
電話